

「学校給食、国産農産物使用は WTO 協定に違背」

国産農産物を学校給食に使用するよう規定した地方自治団体の学校給食条例は無効であるという最高裁判所の判決が出た。

これにより、学校給食の際、国産農産物を使用するという内容を骨子とした学校給食法改正案は無効になる見通しだ。

最高裁判所 3 部（主審：梁承泰（ヤン・スンテ）最高裁判官）は 9 日、全羅（チョンラ）北道・教育庁が「学校給食に国産農産物を使用するよう規定した条例は、世界貿易機関（WTO）協定に違背する」とし、全羅北道議会を相手取って起こした全羅北道学校給食条例・無効確認訴訟で、原告勝訴の判決を下した。

全羅北道教育庁は昨年 1 月、全羅北道議会が「学校給食に使用される農産物は全羅北道地域で生産されたものを中心にする」という内容の学校給食に関する条例を通過させると、これは世界貿易機関の協定に違背するとして訴訟を起こした。

朝鮮日報